

平成26年4月1日規程第34号

独立行政法人地域医療機能推進機構職員退職手当規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則（平成26年規程第17号。以下「職員就業規則」という。）第109条の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）に勤務する常時勤務を要する職員（職員就業規則第79条第1項の規定により採用された常時勤務を要する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 この規程の規定による退職手当は、法令その他諸規程等に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、退職手当の支給を受けるべき者が、本人の金融機関の預貯金口座への振込みを申し出た場合については、その方法によって支払うことができる。

2 次条及び第14条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第21条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第2章 一般の退職手当

(一般の退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第12条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手

当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給月額（独立行政法人地域医療機能推進機構院長給与規程（平成26年規程第31号）第4条、独立行政法人地域医療機能推進機構本部職員給与規程（平成26年規程第32号）第4条及び独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（平成26年規程第33号）第4条（以下「給与規程」という。）に規定する基本給月額及び月例給額をいう。以下「退職日基本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気に限る。以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第20条第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第24条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第83条第一号から第三号までの規定に基づき解雇された者を含む。以下この項及び第13条第6項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額にその者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 職員就業規則第78条第1項の規定により退職した者（同規則第78条第4項の期限又は同条第5項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- 二 同規則第81条第4号の規定により退職した者、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は勤務部署の移転により退職した者
- 三 第20条第5項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、かつ、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により

退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤務後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額にその者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 25年以上勤続し、職員就業規則第78条第1項の規定により退職した者（同規則第78条第4項の期限又は同条第5項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

二 職員就業規則第83条第4号の規定により退職した者

三 第20条第5項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

四 業務上の傷病又は死亡により退職した者

五 25年以上勤務し、職員就業規則第81条第4号の規定により退職した者、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者又は勤務事業場の移転により退職した者

六 25年以上勤務し、第20条第5項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、かつ、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は次のとおりとする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定（基本給月額の改定をする機構の規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた基本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額」という。）が、退

職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第18条に規定する国等の職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第17条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第24条第1項若しくは第26条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第21条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）を支給しないこととされたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、国等の職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第18条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間

三 第18条第2項に規定する場合における国等の職員としての引き続いた在職期間

四 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が認める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第9条 第6条第1項第三号及び第7条第1項（第一号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が理事長が定める年齢以上である者に対する第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項及び第7	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基

条第1項		本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日基本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日基本給月額に、	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第8条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

2 前項の規定は、任期を定めて雇用される職員には適用しない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第10条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日基本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第11条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 60以上 特定減額前基本給月額に60を乗じて得た額
- 二 60未満 特定減額前基本給月額に第8条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第12条 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第5条から第7条まで	前条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日基本給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第7条の
第11条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第2号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の

第 1 1 条第 1 号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前基本給月額に应じて 1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
第 1 1 条第 2 号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前基本給月額に应じて 1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	第 8 条第 1 項第 2 号ロ	第 9 条の規定により読み替えて適用する第 8 条第 1 項第 2 号ロ
	及び退職日基本給月額	並びに退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前基本給月額に应じて 1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 9 条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 1 3 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 8 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第 8 9 条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を理事長が認める法人その他の団体の業務に従事させるための休職、同条第 8 号の規定による休職及び当該休職以外の休職であって職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が業務の能率的な運営に特に資するものとして理事長が認めるものを除く。））、同規則第 9 9 条の規定による停

職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95,400円
- 二 第2号区分 78,750円
- 三 第3号区分 70,400円
- 四 第4号区分 65,000円
- 五 第5号区分 59,550円
- 六 第6号区分 54,150円
- 七 第7号区分 43,350円
- 八 第8号区分 32,500円
- 九 第9号区分 27,100円
- 十 第10号区分 21,700円
- 十一 第11号区分 零

2 前項の退職した者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月から除く休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- 一 職員就業規則第30条第1項ただし書きに規定する事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号に規定する現実に職務をとることを要しない期間及び職員就業規則第34条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を短縮して勤務した期間のあつた休職月等並びに第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等
- 二 職員就業規則第65条の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は同規則第66条の規定による育児短時間勤務及び同規則第69条の2の規定による特定短時間勤務により正規の勤務時間を短縮して勤務した期間のあつた休職月等 退職した者が属していた前項各号に掲げる職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 三 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間及び正規の勤務時間を短縮して勤務した期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の

休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- 3 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第4号に掲げる期間が含まれる場合における前2項の規定の適用については、その者は当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表に定める。この場合において、その者が同一の月において二以上の職員の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、当該職員の区分うち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 5 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。
- 6 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - 一 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - 三 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 四 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

（一般の退職手当の額に係る特例）

第14条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- | | |
|------------------|----------|
| 一 勤続期間1年未満の者 | 100分の270 |
| 二 勤続期間1年以上2年未満の者 | 100分の360 |
| 三 勤続期間2年以上3年未満の者 | 100分の450 |
| 四 勤続期間3年以上の者 | 100分の540 |

- 2 前項の「基本給の月額」とは、給与規程に規定する基本給又は月例給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

（諭旨退職の退職手当）

第15条 職員就業規則第99条の規定により諭旨退職を行った者に対する退職手当は、第4条の規定にかかわらず、第24条の規定により減額又は支給しないことがある。

(退職手当の端数処理)

第16条 この規程の規定により計算した退職手当の額（第22条第3項の場合は人数によって等分した額）に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(勤続期間の計算)

第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第24条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日の翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あったときは、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める月数を前3項の規定により計算した
在職期間から除算する。

一 職員就業規則第30条第1項ただし書きに規定する事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号に規定する現実に職務をとることを要しない期間及び正規の勤務時間を短縮して勤務した期間のあった休職月等並びに第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。）
その月数

二 職員就業規則第65条の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は同規則第66条の規定による育児短時間勤務及び同規則第69条の2の規定による特定短時間勤務により正規の勤務時間を短縮して勤務した期間のあった休職月等
その月数の3分の1に相当する月数

三 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間及び正規の勤務時間を短縮して勤務した期間のあった休職月等を除く。）
その月数の2分の1に相当する月数

5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、第14条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国等の職員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第18条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて次の各号に掲げる機関（以下「国等の機関」という。）（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該機関に使用される者又は役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該機関に使用される者又は役員としての勤続期間に通算することと定めている機関に限る。以下「国等」という。）に使用される者又は役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国等の職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国等の職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一 国

二 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政
執行法人

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地方独立行政法人法」
という。）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

五 地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人

六 地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）

七 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「国家公務員退職手当
法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等

八 理事長が別に定める法人

2 国等の職員が、国等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き
続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続
いた在職期間には、その者の国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとす
る。

3 前2項の場合における国等の職員としての在職期間の計算については、前条の規定
を準用する。

4 第13条第1項の理事長が認める法人その他の団体に使用される者がその身分を保
有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在
職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、
理事長が別に定める場合においては、この限りでない。

（役員との在職期間の通算）

第19条 職員が、引き続いて機構の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。
以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。

2 第17条に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員
となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第17条の規定を準
用する。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第20条 理事長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第9条の理事長が定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 組織の改廃又は勤務部署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務部署に属する職員を対象として行う募集

2 理事長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第五項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて理事長が定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、理事長が定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

- 一 任期を定めて採用される職員
- 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- 三 職員就業規則第99条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分で理事長が定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、理事長は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 理事長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- 一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
- 二 応募者が応募をした後職員就業規則第99条の規定による懲戒処分（第3項第三号の理事長が定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募

者に対し認定を行うことが業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、理事長が定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一 第24条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第30条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前二号に掲げるときを除く。）。

四 職員就業規則第99条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第3項第三号の理事長が定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

五 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

9 理事長は、毎年度、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表するものとする。

第3章 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第21条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第22条 第2条に規定する「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

(遺族からの排除)

第23条 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第4章 退職手当の支給制限等

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒解雇等処分(職員就業規則第99条の規定による懲戒解雇及び諭旨退職の処分をいう。以下同じ。)を受けて退職をした者

二 職員就業規則第82条の規定に基づき解雇(同条第1号に該当する場合を除く。)された者

- 2 前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面(別紙様式)により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第25条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は機構がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが機構に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 機構が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、機構に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った後に、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

- 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った後に、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った後に、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第26条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し独立行政法人地域医療機能推進機構職員懲戒規程（平成26年規程第45号）第2条の規定による懲戒解雇等処分（以下「再雇用職員等に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
 - 三 当該退職をした者（再雇用職員等に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項に

において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第24条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第27条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する解雇処分を受けたとき。
 - 三 当該退職をした者（再雇用職員等に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による返納の命令は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 5 第24条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第28条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、

その遺族) が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第24条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節 (第28条を除く。) の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第29条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族) に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。) が当該退職の日から6月以内に第27条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。) において、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第27条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第27条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。) は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。) が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第25条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。) におい

て、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第27条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第27条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する解雇処分を受けた場合において、第27条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員等に対する懲戒解雇等処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第24条第2項並びに第27条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続法第三3第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第27条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

第5章 雑則

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第30条 職員が退職した場合（第24条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が第18条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国等の職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国等の職員となった場合においては、理事長が特に必要と認める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(規程の実施)

第31条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(退職手当の調整)

第2条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第14条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2条第1項」とする。

- 2 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第8条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2条第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の特例)

第3条 機構設立の日の前日に社団法人全国社会保険協会連合会、一般財団法人厚生年金事業振興団及び一般財団法人船員保険会の職員であった者が引き続き機構の職員となった場合の退職手当の算定は理事長が別に定める。

附 則 (平成28年規程第19号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則 (平成29年規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 34 号）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 54 号）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 6 号）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 38 号）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 24 号）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 26 号）

（施行期日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 34 号）

（施行期日）

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。